［略］

α　0.35

［二・三　略］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A×0.05－B）×1.401｝×0.75－（C×1.591）×0.75

［略］

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（D×0.05－E）×0.75－F×0.75｝－G

算式の符号

D　前号の算式の符号Aに同じ。

E　前号の算式の符号Bに同じ。

F　前号の算式の符号Cに同じ。

［略］

［三　略］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×α｝×0.75－（C×β）×0.75

算式の符号

［略］

α　1.029

β　1.026

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×α｝×0.75－（C×β）×0.75

算式の符号

［略］

α　0.949

β　0.952

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［略］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［同左］

α　0.62

［二・三　同上］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A×0.05－B）×1.837｝×0.75－（C×1.850）×0.75

［同左］

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（D×0.05－E）×0.75－F×0.75｝－G

算式の符号

D　前号の算式の符号中Aに同じ。

E　前号の算式の符号中Bに同じ。

F　前号の算式の符号中Cに同じ。

［同左］

［三　同上］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×α｝×0.75－（C×β）×0.75

算式の符号

［同左］

α　0.980

β　0.982

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（A×0.05－B）×α｝×0.75－（C×β）×0.75

算式の符号

［同左］

α　0.928

β　0.932

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［同上］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式